

第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録

日時：平成17年1月13日（木）午後1時30分から5時30分まで

場所：法務総合研究所国際協力部4階セミナー室

出席者：九州大学名誉教授・弁護士	吉村 徳重（座長）
関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士	井関 正裕（委員）
立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士	酒井 一（委員）
国際協力部長	相澤 恵一
国際協力部教官	廣上 克洋（委員）
国際協力部教官	丸山 毅（委員）
（日越民事訴訟制度共同研究招へい専門家）	
ベトナム最高人民裁判所副長官	ダン・クァン・フォン
ベトナム最高人民裁判所司法理論研究所副所長	ゴー・クオン
ベトナム最高人民裁判所司法理論研究所法律専門官 （事務局）	チャン・ゴック・タイン
財団法人国際民商事法センター	松本 茂雄
国際協力専門官	石田 岳史
立命館大学大学院法学研究科研修生	那須 主謙（記録）

（丸山）

今日の会合では、ベトナム民事訴訟法の立法の経過につきまして、日本側からお伺いしたいと考えております。

（フォン）

まず、ベトナム最高人民裁判所の代表として、また今回の来日メンバーの代表として、日本の皆様、特に国際協力部、吉村先生、井関先生、酒井先生、また、長期専門家、短期専門家としてベトナムを訪れられた先生方に対して、私たちにこのような機会を与えてくださって心から感謝したいと思います。今回の私の来日には特別な意味があります。以前と違う意味と言いますと、私は以前、日本の民事訴訟法、民法、破産法等の調査のために日本を訪れ、日本の経験、法律等を勉強させてもらいましたが、今回の来日の目的は、皆さんから協力いただいた結果を報告させていただくために来ました。つまり、皆さんの協力の結果によって、ベトナム国会において、民事訴訟法及び破産法が通過しました。そういうことで、ベトナム最高人民裁判所としては、民訴法及び破産法の責任者として命じられているわけですが、法律を起草・編纂する際には、私も明日の発表の中で触れることになるのですが、我々ベトナム側の関係省庁だけでは、最後まで起草活動はうまくいかなかったでしょう。うまくできているのは、協力してくださった各国の専門家、日本の専門家、JICAの専門家の方々の協力があったことだと思います。また、皆様の協力がなければ、もっと時間がかかったかもしれません。この場をお借りして、ベトナム最高人民裁判所の代表として、日本国の皆様、

JICA, また, 日本の法務省, 特に国際協力部, そして先生方の協力があって, ベトナム民事訴訟法が2004年6月15日に国会で成立することができました。心から感謝したいと思います。

もう一つの大きな意義としては, 皆様とお会いできること, そして, ここで法律のいくつかの規定についてお互い話し合えることです。ベトナム民事訴訟法は, 法律としては制定されましたが, あくまで一般的規定として設けられ, 実際その規定がどう運用されるのか, 今後, ベトナム最高人民裁判所の指導の役割は非常に大きいです。我々がその中で織り込んだ考えの実施, また, 国際的通例等にもマッチしなければならないと思います。ここでの我々の話し合いというのは, 既に法律として成立しているのです, 条項を修正する意味での話し合いではありません。あくまでもお互いの法律に対する統一的理解がここで得られ, また, 日本側の皆さんがベトナム民事訴訟法の内容をよく理解し, 将来的に日本のビジネスマンが, ベトナムでの経済・商業・労働等の活動によって紛争が生じる場合には, 皆さんから適切なアドバイスができるのではないかと思います。私としては, 今日このような機会を設けている皆さんのアイデアに対して高く評価しております。また, 国際協力部の皆さんに感謝したいと思っています。私としては, 日本の専門家の皆さんは, 私たちと最初からこの民事訴訟法と関与してきました, 最後の段階でも, 国会で審議されている最中でも我々は話し合ってきました。そういう意味で, 時間の節約の意味もありまして, すべて日本の専門家の皆さんが, 民訴法に対してまだ理解しにくいところがあれば, どんどん質問してください。なぜそのような問題が出てくるのか, お互い理解できるまで話し合いたいと思います。

(吉村)

それでは, 私からベトナム民訴法共同研究会を代表しての簡単な挨拶と本日の研究会の進行役をさせていただくことにします。まず, 私と井関先生が初めてベトナム法整備支援の一環としてハノイの現地セミナーに参加したのは, 2002年6月でございました。その後, 2003年7月には, さらに酒井先生と法総研国際協力部の教官の方々に委員として加わっていただき, 正式にベトナム民訴法共同研究会が発足しチームとして支援活動に従事してまいりました。最後のテレビ会議が行われたのが2004年3月でしたので, 全体としては2年足らずの間支援活動に参加させていただいたこととなります。その間ベトナム側の民事訴訟法立法担当者の方々といろいろな議論をしてきたわけですが, 結果的にベトナム民事訴訟法がこのような形で成立したことを大変嬉しく思っております。フォン副長官がおっしゃったように, これからはこの民事訴訟法をうまく解釈・運用できるようにしていくということが課題になると思いますので, 私どももその運用の状況などをお伺いして, 今後とも興味を持ち続けていきたいと思っております。

結局, 日本側の現在のチームがベトナム法整備支援に関与いたしましたのは2年足らずでして, 全体の立法過程をフォン副長官の明日の報告レジュメなどを拝見しますと, 10年以上かかったこととなりますから, その中で最後の段階におけるほんの少しの期間において関与したこととなります。そういうことで, いろいろなことが分からないまま関与してきたところがございます。特に立法過程の背景が, どういうふうになっていたのかということにつ

いても暗中模索の状態です。支援活動をしてきました。

そこで、今日は、立法過程の中で我々がよく分からなかった部分、つまり、立法過程の背景と申しますか、そういうものについていろいろとお伺いしたいと思います。私どもは、ベトナム民事訴訟法共同研究会ということで先ほどメンバーを紹介しましたが、この法律の成立後も定期的に会合を持って、ベトナム民訴法の解釈運用の背景となる立法過程なども含めて議論をしております。そこで、フォン副長官にこういう機会を与えていただくことが決まった後に、メンバーがそれぞれにどういうことをお聞きしたいかについて質問事項を提出しまして、それを今日ペーパーにまとめたものがありますので、それに沿って質問させていただきたいと思っております。ただ、その質問の中には、既にフォン副長官の明日の報告レジュメを拝見させていただきましたが、これで大体窺い知れるところもありますけれども、確認の意味もありますので、まとめたものに従って質問させていただきます。

まず、今回の民事訴訟法の基本的な立法政策についての質問でございます。おそらく二つの立法政策があったと思っております。一つは、開放経済政策が採用された後、次第に市場経済が国内でも浸透していき、他方、国際化も進展していきますので、それがどんどん今後も進展していこうというのを展望して、つまり、10年ないし20年の将来展望に立って、それに適合するような民事訴訟法を作ろうという目的の一つがあったと思っております。しかし、同時に、従来からありました民事・経済・労働の各手続法令を統一した法典を作ろうということもありまして、そのような法令の下で行われてきた実務の状況を踏まえて、それらを統一するという当面の目的もあったらうと思っております。実務状況を踏まえた上で、当面の運用可能な範囲の民事訴訟法を作ろうという、後者の目的はそういうことだろうと思っております。その両者の関係を、基本的にどういうふうにご考慮しておられたのか。どちらに重点を置いて立法してこられたのかということをお聞きしたいと思います。

(フォン)

今、先生がおっしゃった二つの目的というのは、民事訴訟の実際問題であって、また、民訴法なりの価値に関係あると思っております。また、今、先生がおっしゃった二つの目的は、非常に直接的な目的でありまして、私の明日のペーパーの2ページに、民事訴訟の成立の要請について触れています。その中の項目としては、d, e, gが具体化した内容となるわけです。この二つの目的は、きちんと認識していなければ、お互い矛盾しているように見えるかもしれません。つまり、短期的な目的を選ぶと、実際には合わない部分もあるかもしれないし、逆に長期的な目的を選ぶと、今の段階のベトナムには合わないかもしれません。例えば、民事訴訟法ができる前の国会法令の規定の中の一つに、当事者の代わりに裁判所が証拠収集したり、証明したり、確認したりできるものがありますが、今回その規定をそのまま民事訴訟法に組み入れることは許されません。そういうことで、先ほどの部分は、民事訴訟法に組み入れる場合には、当事者の権利と義務として規定することになるわけです。また、先生のおっしゃる二つの目的のどちらに重点を置くかといいますと、やはりケースバイケースでありまして、例えば、ある規定は、5～7年先の時勢には合わなくなるかもしれない。しかし、現時点でのベトナム国民のレベル、または、現時点での国際的レベルにはやむを得ない場合

には、それをそのまま認知し、認識としては5～7年後には、きちんと合うように修正しなければならないという意識を持っています。また、非常に新しい内容の条項も組み入れられている部分もあります。例えば、ベトナムが今から国際統合を目指しているための幾つかの条項ですけれども、先生方も御記憶にあるかと思いますが、組み入れられていながら躊躇するような入れ方であると思われるものもあります。例えば、99条2項、つまり、訴えを提起する前の保全措置、この条項に関しては非常に熱い議論がされていて、また、ベトナム国会内での審議でもいろいろと議論された内容であります。この条項についてですが、最終的に民事訴訟法が通過する2日前に、やっとその部分だけ作られました。皆さんがこの条項を読まれば分かると思いますが、非常に慎重な姿勢が窺えるということは、確かに保全措置の適用を申し立てられるのと同時に、訴えの提起の申立書も出さなければならない。もちろん、まだ受理されていないから、実際的には効力がない申立書ですけれども。そこに非常に慎重な姿勢が窺えるわけです。

(吉村)

分かりました。おそらく、二つの立法政策のどちらかに立場を決めるということはなかなか難しいだろうと思いつつ質問させていただきました。そこで、民訴法成立後5～7年経過して、民訴法手続の内容が市場経済の進展や国際化に合わなくなったときには変えるのだとおっしゃいましたが、ベトナムでは、法改正についてはそのように数年ごとに法律を改変するという状況は考えられるのでしょうか。

(フォン)

修正に関しては、よくなることがあるかもしれないが悪くなることはない。修正されればされるほど、より拡大され、より国際的に適用しやすいようになる。円滑に運用することができるようになると思います。非常にセンシティブな問題で、例えば、外国投資関係の問題で、ベトナムは何回も投資法を改正しています。最初、外国投資家も非常に心配していましたが、しかし、何回か修正をして、その内容を見まして、やはり投資家のためによくなるような修正がなされています。私も新聞報道で見ましたが、中国がWTOに加盟した後、80もの法律を改正したらしいです。我々も、この民事訴訟法を立法する際に、ベトナムが早ければ2005年にWTOに加盟できると考えています。我々は編纂しながら、そういうことも頭に入れて法律を作っているのですが、仮に2005年にベトナムがWTOに加盟した後、すぐに修正しなければならない部分もあるかもしれません。

(吉村)

どうもありがとうございました。今の全般的な問題との関連で、他の委員からも質問が出ていますので、それぞれの委員からも質問させていただきたいと思います。

(フォン)

私からですが、特にそういう順番でなくても結構です。どんどん私に質問してください。例えば、ひょっとすると日本の専門家からの質問としては、弁護士費用はどうするか。ひょっとすると、ベトナムの弁護士費用の規定は、国際的通例にマッチしていないかもしれません。でも、今のベトナムのレベルでは、そこまでしかできない。例えば、日本では負けたら

弁護士費用を負担しなければならないですが、ベトナムでは依頼したら弁護士費用を負担しなければならない。なぜかと言うと、今のベトナムのレベルでは、そこまでしかできないからです。そこで、例えば、WTO 加盟後は、直ちに修正しなければならない条項だと思います。外国人がベトナムで同じグラウンドで参加しているのに、勝っているにもかかわらず弁護士費用も負担しなければならないのは、やはり彼らとしては納得しないでしょう。

(井関)

弁護士費用の負担については、今の日本の法律では、負けた方が相手方の弁護士費用を負担するというにはなっておりません。アメリカも日本と同じです。ですから、ベトナムが WTO に加盟された後も、相手方の弁護士費用を負担しなければならないという法律を作らなければいけないわけではないと思います。

(フォン)

もしもですね、例えば、アメリカがそういうふうに要求すればです。例えば、日本がそういう前例があるならば、日本は恐れることはないということです。

(井関)

新しい民事訴訟法と従前の民事、経済法令とを比べてみますと、民事訴訟法は、従前の法令のうち民事訴訟法令の規定を基本に作られたものだと思います。例えば、訴訟の中で和解の話合いが成立した場合、従前の民事法令ですと、15日以内に話合いの合意を撤回できるという規定がありましたが、経済法令では、合意を撤回できるという規定がなかったと思います。ところが、新しい民事訴訟法では、7日以内に和解合意が撤回できるということになりました。

また、監督審を請求できる期間ですが、従前の民事法令では判決の効力発生から3年間、経済事件の方では9か月となっております。ところが、新しい民事訴訟法ではすべて3年間となったわけです。

この二つの例で見ますと、新しい民事訴訟法は、経済法令の考え方よりも民事法令の考え方の方が望ましいというふうにお考えになったのかなと思いましたが、そのようなお考えがあったのでしょうか。

(フォン)

それは100パーセント正確ではないと思います。和解の一例だけ見ましても、新法では、以前の法令と比べて完全に内容を変更しました。例えば、以前の法令のこの部分では、いずれの段階でも和解が勧められます。新法では、訴状を受理して、関係当事者が証拠を提出してから裁判所が和解の期日を設けることになっています。そこで合意まで至らなければ、それはそこまでのことで、あとは関係当事者が引き続き和解するかどうかは別問題です。

もう一つ、先生がおっしゃる、和解に関する合意が成立してその合意内容を承認するには7日かかる。これも国会で非常に議論されたところです。なぜかと言いますと、我々としては、合意があったときには直ちに調書にして、その合意調書を承認するように言いました。しかし、法律で7日間という規定になったのは、説明させていただきますと、今のベトナムの事情からきているものです。国民の知的レベル、もう一つ、弁護士の能力です。7日間と

というのは、例えば法人で言えば、法人には board があります。家族で言えば、御主人がいます。それぞれの主体の代表として訴訟に参加し、和解に対しては、おそらくその期日に参加するまでには、ある程度のレベルまでは合意できるようにお互い理解できるわけですが、実際に期日のときには、どうもよくなるどころもあれば、あまりよくない部分もあるので、そこでどうしても躊躇してしまう部分もあるし、また、その同意した結果を持って帰ったりすると反対されたりすることがあるので、7日間というのは、合意した内容を会社等に持ち帰って、もう一度最終的に考える期間です。

ベトナムは、あまり弁護士の数多くないです。私の友人で企業を経営している人がいますが、もちろん友人関係ですので、訴訟に関係しても私としては何も相談してあげられないですけど、事件が終わってから聞いた話ですが、和解合意すると、会社としては4,000万ドル損することになります。しかし、最後まで訴訟にかかわっていくと、もっと大きな金額のお金がかかることになります。しかし、会社の board ならば、訴訟に参加するのならば最後まで参加する必要があるということを書いていました。また、以前の法令では、和解調書は検察院にも送ることになっていましたが、新法では検察官の役割が省かれて、当事者間だけの問題となります。報告させてもらいますと、経済事件を解決する法令に基づいて合意されている和解は、特に主体別に申し上げますと、株式会社の和解は非常に少ない。和解が成立するのは、個人経営の場合が多く、大きな会社は少ないです。つまり、自分で即決できる主体に限ります。もう一つ、民事事件の和解ですが、15日後に変更や撤回ができるように決めてあるわけですが、変更するパーセンテージは非常に少ないです。猶予期間を使う人は非常に少ないです。

(吉村)

ありがとうございました。今のお話を聞いて、ベトナムの人々を取り巻く様々な社会的状況などをいろいろと考慮して立法されているということがよく分かりました。

それでは、続いて酒井先生お願いします。

(酒井)

今回、ベトナムでは、新民事訴訟法の制定と言いますか、改正がなされたわけです。日本でも約10年前に民事訴訟法が全面改正されました。その改正前の民事訴訟法は、約100年前に作られたものでした。最初に日本で民事訴訟法ができたのは、日本国家の近代化を旗印として、不平等条約を改正するという目的を持って、近代法の整備の一環としてなされたわけです。その後、この民事訴訟法が約100年間民事訴訟制度を動かしてきました。100年もの長い間、何とかやってこられたのは、裁判官や弁護士など実務家の方々の努力があったからです。しかし、100年前の古い法律では社会の変化に対応しきれなくなったため、約10年前に全面的に改正がなされました。改正の原動力となったのは、やはり実務的な要請です。日本の民事訴訟法には歴史がある訳ですが、ベトナムで今回行われた民事訴訟法の全面改正—と言うより、新たに民事訴訟法が制定—のきっかけはどこにあったのでしょうか。とくに何が改正の原動力となったのでしょうか。

(フォン)

日本は、確か以前の民事訴訟法はドイツ型でしたね。確かに当時ドイツは繁栄していた国であって、日本の皆様も模索しながら民事訴訟法を制定したことだと思います。そしてそれを運用してきたと思います。

ベトナムの場合は、計画経済の時代は紛争そのものが非常に簡単なものでした。すべて国会が強制しているので、物も配分制ですので、民事訴訟関係は89年からあったものの、やはり結果として何も変わらなかった。しかし、市場経済に移行してからは、紛争は非常に複雑になり数も多くなります。国会令では対応しきれなくなりました。なぜかと言うと、国会の規定は、大まかなことしか規定していませんでした。そこで、ベトナムなりの民事訴訟法を制定する要請が出てきました。

ベトナムのメリットと言えば、もう模索しなくともいい時代になっていたことです。なぜかと言いますと、我々の時代になりますと、皆さんの経験があるからです。国際機関及び日本の皆さんの技術的協力があつたからこそ、民事訴訟法が早い段階で成立することになりました。それがなければもっと時間がかかったと思います。今回の民事訴訟法は、そういう意味で、より国際的通例にマッチすることができますし、非常にメリットがありましたが、ただ、その中でも、ベトナム国家の事情が反映されている部分もあります。例えば、まだバイクに乗っている人を、新幹線や速い車に乗せて同じ距離を走らせるわけにはいきません。100年前の日本と10年前の日本は全然違うと思います。成長した日本は100年前の服を着るわけにはいかない。新しい服を作らなければいけないので、10年前に改正しなければならなかったと思います。我々も今の時代に入りまして、市場経済が浸透し、国際統合も目指しているのです。以前の国会令だけでは対応できないので、我々としては全面的に民事訴訟法を制定しなければならないことになりました。

(酒井)

10年前の日本の民事訴訟法改正で最も大きな目標とされたのは、訴訟の短期化です。適切な期間内に訴訟を終えるということが大きな目標とされたわけですが、ベトナムでは、どういうことに重点が置かれて今回の民事訴訟法が改正されたのですか。

(フォン)

同じ目的があります。訴訟期間の短縮、関係当事者の処分権に委ねるような訴訟手続で、すべての行為に時限が置かれていまして、日本の場合はいくつかの期間は裁判所によって決められていますが、今回のベトナムの法律はすべて法典化されています。日本の三権分立と違って、ベトナムの裁判所が日本の裁判所のように期間を延長すると、ベトナムの裁判所は国会によって批判されます。

(酒井)

先ほどフォン副長官がお話しされたように、約100年前、日本はドイツ法を手本として民事訴訟法を制定しました。今回のベトナム民事訴訟法は、一つは国際的なスタンダードを参考にしたというお話でしたが、主として、大きく分けてドイツを含む大陸法系の民事訴訟法を参考にされたのか、それとも英米法系の民事訴訟法体系を参考にされたのか、どちらを中心的に考えておられたのでしょうか。もしありましたら、お答え願えないでしょうか。

(フォン)

非常にセンシティブな問題かもしれませんが、まだソ連が崩壊する前のベトナムの法体系は、すべてロシアでした。ただ、ロシアもロシア独自のものではなくて、彼らも周りの国の法を参考に作ったものです。ベトナムの法体系は大陸系ですね。コモンローではないですね。しかし、今回の法典は、どこの国でもないと思われたいと思います。そこで、世界各国の経験を勉強し、選択し、ベトナムにマッチしているような内容を今回の民事訴訟法に組み入れました。ある部分では日本の民事訴訟法の影響も受けているとも言えると思います。ただ、今の日本の民事訴訟法の条項では、ベトナムにとってはあまりにもモダン過ぎて、マッチしないものもあるので、入れなかったものもあります。

(吉村)

今までは総括的な質問をさせていただきましたが、もう少し個別的な原則について質問させていただきます。

まず、私から質問いたします。今回のベトナム民事訴訟法においては、基本的に当事者主義と呼んでいいかと思いますが、自己決定の原則であるとか、あるいは、当事者の証拠提出責任であるとか、当事者の権限と責任を前提とした手続が原則になっておるのではないかと思います。これは市場経済が導入されて、私的な権利・利益がどんどん一般的に認識されるようになり、それを巡る紛争が増えてきますから、それに対応する手続としては当然の傾向であると考えております。このことは、私どもの日本を含め市場経済を前提とする世界の国々に共通の基準と一致した傾向であると思います。市場経済の基本的な原則は、自分の権利や利益については、自分で自己責任を持って処分できる。私人間で契約を締結することによって、いろいろな取引が進展していくわけですが、そういう取引原則を私的自治の原則だといっています。そのような一般的な私的自治の原則を訴訟手続にも反映したものが当事者主義であるということが出来ます。だから、当事者主義の原則が妥当するのは、その訴訟で問題になっている権利や利益が、私的な権利・利益であるという場合であると思います。

例えば、ベトナム民事訴訟法の中に、当事者の証拠提出責任が原則だという規定があります。それとともに、裁判所が証拠収集をする権限を持つのはどういう場合なのかということが、両者の関係として問題になると思います。新しい民事訴訟法は、この法律が定めた場合に限って裁判所は証拠収集ができるとしています(6条2項)。具体的にどういう場合かというところ、当事者が自分では証拠収集ができないので、裁判所に証拠を集めてほしいという申出をした場合だという規定を設けています。85条の2項ですが、そういう場合には裁判所は証拠調べの手続を採ることができると規定しています。この規定によれば、具体的にはどういう場合に当事者は証拠収集できないのかということが問題となるかと思いますが、94条の2項に、その証拠を他の第三者が管理して持っている。そういう場合には証拠収集ができないので、裁判所に申立てをして、裁判所に所有者に提出命令をさせるという手続があります。フォン副長官は、明日の講演のレジюмеにおいて、二つの条文を一まとめにして、当事者が提出できないというのは、要するに、そのような第三者が証拠を管理しているから提出できないので、したがって、具体的にこういう証拠があるから提出させてくれという申立て

をする。そういう場合しか裁判所は証拠収集できないという考えを述べられているように思われます。つまり、裁判所が証拠収集できる場合というのは、第三者が渡さないから集められないので、その場合に申立てをする場合に限ると理解されているようにみえますが、これは立法担当者の解釈として、そういう結論に達したということになるのでしょうか。

(フォン)

違います。そういう理解ではないです。このような証拠が第三者や機関に保持されていても、まだ法律の規定がなかったころ、仮に裁判所から命令があっても、その第三者や機関は絶対渡してくれないです。ここでは、いわゆるコンプライアンスの問題、法律を守るか守らないかという認識の問題があるかと思います。94条の規定というのは、あくまでも、その証拠が第三者に保持されていて、当事者としては提出させる権限がないので、裁判所が命令を出す。個人、団体、組織に証拠を提出するよう要請するという条項です。裁判所がどのようなときに収集するのかと言いますと、85条の2項に書いてあります。94条は、あくまでも85条の2項のeを反映しているだけです。例えば、85条の2項のところで、aというところがあります。例えば、証人がいるけれども、当事者が言ってもなかなか陳述しないので、裁判所として尋問することによって証人が喋ることになります。例えば、鑑定請求ですが、このボトルの商標は私のものだとします。そうすると鑑定が必要です。例えば、賠償金額で折り合いがつかない場合、そういう場合は、ボトルの価値を裁判所が査定しなければなりません。dのところですが、例えば、住宅の欠陥で、原告は欠陥が少ない、被告は欠陥が多いと主張している。また、逆の場合もあるかもしれない。そういう場合は、どちらかが鑑定を請求するわけです。

(吉村)

そういう場合に当事者の申立てというのは、一つ一つのボトルの鑑定をしてくれということとを裁判所に申し立てた場合に、裁判所が鑑定人に命じて鑑定をさせるというふうに理解してよろしいですか。

(フォン)

はい。

(吉村)

この条文を見ると、どうも当事者の申立てというのが個別的な証拠を指示しても、この証拠について自分では集められないから裁判所が証拠調べをしてくれという申立てをすることなのか。あるいは、何でもいいから裁判所が集めてくれという一般的な申立てをすれば、裁判所はいろいろなやり方で集めることになるのか、はっきりしないです。

(フォン)

そこでですね、今回の私の発表では、後ろの部分で、最高人民裁判所の民事訴訟法施行における役割が、そこで反映されることになるわけです。最高人民裁判所の裁判官の評議会の決議を成立させ、法律を指導することになります。まだ先生方は覚えておられると思いますが、民事訴訟の国会令の第1条では、必要があれば裁判所が証拠を調査し、確認し、収集するという規定があります。そこで訴状を提出するだけで、あとはすべて裁判所に任せるわけ

です。そうすると、裁判所としては、被告の方の証拠も収集することになってしまって、そこで、例えば、原告にメリットのある証拠を収集するようになると、逆に被告の方が裁判所は原告寄りだとか、いろいろな意見がありました。先生がおっしゃるとおりです。そこで今回、裁判官評議会の決議の方で、細かく指導するようにしました。

(吉村)

是非そのような評議会決議による指導をやってもらいたいです。85条2項だけを読みますと、当事者の証拠収集の申立てというのは、抽象的な申立てで、あとは、裁判所がaからeまでのどれでも自分で選んで証拠収集ができるという規定に読めます。だから、ベトナム民訴法立法担当者との議論の中で、私はそれでは危険だから、当事者がそれぞれの証拠を指定して、この証拠は自分では集められないから裁判所に証拠収集してほしいという申立て、つまり、証拠を特定して申立てをした場合に、裁判所は証拠調べをすることができるという規定にするべきだという提案をしたことがあります。

(フォン)

そうですね。申立書の中に、どの証拠が欲しいのか、その証拠はどこにあるのか、どういう条件なのか。法律では、ひょっとすると十分表現できていなくて、いろいろと散らばっているかもしれないですが、今度、裁判官評議会の議決で十分に分かるようにしたいと思います。例えば、訴状を提出して、証拠を収集できない理由が病気であったとします。そうすると、単なる病気だけでは許されないで、その代わりに代理人を出廷させるとか、代理人に証拠収集させたりするとか、そういう場合でも第三者が証拠を出さない場合には、そこで初めて裁判所が命令をします。

(吉村)

是非、最高人民裁判所は、85条2項の趣旨は「当事者が証拠を特定して、その証拠を集めることはできないから、このaからeのいずれかの証拠調べの申立てをした場合には、裁判所は証拠収集のために証拠調べができるという意味である」ということを決議で指導していただきたいと考えます。

今のお話を聞きますと、基本的には当事者が特定の証拠の収集ができないから、申立てをすれば、裁判所が証拠収集のために証拠調べをする。そういう手続になるわけですね。基本的には、すべて当事者の申立てに基づいて裁判所は証拠調べをするということになります。これは当事者主義が徹底した制度だろうと思います。

(フォン)

ある場面では、裁判所が積極的に証拠収集する場面もあります。例えば、証人尋問とか。例えば、当事者が既に尋問を受けて供述しているのですが、裁判所としては明確さが不十分である場合、裁判所は自ら証人を召集し、尋問することもあります。

(吉村)

それは申立てがなくてもですか。

(フォン)

そうです。

(吉村)

87条に、「当事者が請求する場合又は必要と思われる場合には、証人尋問ができる」と書いてあるから、先ほどの原則とこれは矛盾するのではないかと思っていましたし、ベトナムでやられた新民訴法についての実務家による討論の内容を英文で読みましたが、その中にもこれは矛盾するのではないかという意見がありました。これは、体系的には先ほどの申立てに基づく証拠調の原則とどう関連するのですか。

(フォン)

あくまでも当事者が申し立てられた証人を更に尋問するという意味です。つまり、当事者が申し立てた証人が出廷し、そこで尋問を受けたけれども、どうも陳述が不十分であると感じて、そこで申し立てられた証人に対して、裁判所が更に尋問するわけです。例えば、87条2項を御覧になれば、証人調べの手続も当事者の尋問と同じように規定しているわけです。そういう意味でそういうふうに規定しているわけです。今の先生の御質問、本当にありがとうございます。民事訴訟法が施行されてから地裁レベルの裁判官の研修を行っていて、5日間の研修を行いました。先生と同じ質問をする裁判官がいました。「必要な場合とは、どんな場合なのか。」という質問が出まして、そこが最高人民裁判所の評議会の役割がそこに出てくるわけです。

(吉村)

以上のお話で、当事者が個別的に証拠調べの申立てをしたときにしか裁判所は証拠調べをしないという原則がよく分かりましたが、他方で、当事者が申し立てなくても裁判所が証拠収集をする必要がある場合があるのではないかと。それを職権探知と日本では呼んでいますが、そういう場合があるのではないかと思います。どういう場合かと言いますと、既に述べましたように、当事者主義の原則によれば、私的な権利を巡る争いについての訴訟の場合には、当事者の申立てだけに基づいて証拠調べをするということが貫徹されるべきだと思います。ところが、必ずしも訴えの対象が私的な権利だけではなくて、もっと社会的な利益、あるいは、公的な利益が絡んでいるような事件があります。例えば、団体や機関が他人の権利のために訴えを起こすことができるという規定が162条にあります。162条の規定を見れば分かるように、公的な利益について訴える場合ですね。そういうように私人だけに任せておれないような権利・利益をめぐる争いについて私人による訴え提起があった場合などには、当事者の申立てがなくとも、裁判所が証拠収集をする必要がある場合があるのではないかと思います。日本法では、そのような場合として、例えば、非訟事件であるとか、家事審判事件については裁判所が職権探知をすることができるという規定を置いています(非訟11条、家審7条)。そういうことは考えておられないのですか。

(フォン)

やはりベトナム民訴法が考えているのは、当事者が申し立てることが大原則で、それを貫徹する予定でありまして、仮に組織・団体が、ある個人のために訴えるとしても、結局、そこで権利と義務が侵害されることを証明する証拠とかも、その組織・団体が収集することになります。例えば、環境庁ならば、環境関係の証拠を調べることができます。例えば、労働

組合ならば、労働関係がよく分かるとか。それでも訴えた後に自分の分野でない証拠について、証拠を収集できない場合には、その団体も裁判所に申し立てて、裁判所がそこで初めて関与して証拠を収集することになるわけです。最終的には申立てがなければいかなる場合でも駄目です。

(吉村)

そうすると、日本法では非訟事件は職権探知をすることができるという規定があり、家事審判事件についても職権探知ができる規定がありますが、例えば、失踪宣告の場合などにはベトナムでは職権探知は認めないということですか。

(フォン)

ベトナムで考えている非訟事件は、民事事件と別の手続を考えています。例えば、失踪宣告の場合、両当事者がいないわけです。ある人がそれを申し立てているわけですから。その後、受理してから裁判所が調べます。それは非訟事件としての職権探知ですから。例えば、330から334条までです。

(吉村)

職権探知できるという規定はあるのでしょうか。

(フォン)

具体的な規定はありません。ただ、いろいろな具体的な規定に則って適用します。しかし、具体的な規定がなければ、総則を使います。

(吉村)

総則は、法定の場合しか裁判所は証拠収集をすることはできないということになっていますね。

(フォン)

民訴法の中の非訟事件を処理する手続の章がありまして、その中の最初の規定では、非訟事件はこの章の規定しているところを適用するような規定がありまして、規定がない場合に、一般的な民訴法の規定を適用するという規定があります。

(吉村)

そうすると職権探知はできないですね。

(フォン)

原則的には、裁判所は職権探知できないです。逆に質問したいと思います。職権探知できるとしたら、裁判所はいかなる場合にできるのでしょうか。

(吉村)

例えば、日本の家事審判手続では、一般的に職権探知を認めています。具体的には両親が離婚するときに親権者をだれにしたらいいのかというようなときには、職権探知の規定によって家裁調査官がいろいろと調査をして、その調査報告書に基づいて裁判所が親権者を定めることができます。

(フォン)

ベトナムの場合では、やはり当事者が申し立てる。例えば、離婚で親権者は母親である。

そして、なぜ父親ではないのか。母親曰く、彼は酒飲みで賃金も低い。では、証拠はあるのかと裁判所が聞くと、その母親には証拠収集できないので、主人の暮らしている家に来て、周りの人に聞いてみてください。そういう申立てがある場合に、裁判所が証拠収集することがあります。日本と違って職権探知の規定はないです。

(吉村)

当事者の申立てがなければ裁判所の証拠収集はできないということですね。そういうふうに当事者主義を徹底しているのも、立法政策の選択肢の一つであったのであろうと今感じております。

(フォン)

やはり日本のようにその規定を設けると、濫用される可能性があります。たぶん日本の場合には、そういう規定があっても、何もかも裁判所が自分からやるということはないでしょう。まず当事者が出すでしょう。でもベトナムでそのような規定をしてしまうと、よく使われるようになります。逆に裁判所が収集したもので、片方に有利であれば、片方は絶対反対します。

(井関)

それに関係した質問ですが、日本ですと当事者がいろいろなことを言いますと、例えば、裁判官が「それだったら、それに関係する書類はないのか。そのことを知っている証人を調べてみたい。」というようなことを言うわけです。日本では、弁護士がほとんどすべての事件に付きますが、弁護士が付いている日本においてもこういうことをしているわけです。ベトナムでは、今申し上げました、裁判官が、ある書類はないのかとか、だれか知っている人を調べてみたいというようなことを言うことは許されないという考えですか。

(フォン)

許されます。例えば、裁判官が「あなたはそう言いますが、あなたの近所はそれを知っていますか。」と聞きます。そこで、例えば、ある当事者として何らかの契約を結んだ。そこに母親を自分の味方として付けた場合には、「そういうことをしていますよ。」、場合によっては否定することもあります。そういうふうに陳述するかもしれない。そういう場合には、それが定かであるかどうかを裁判所から聞いてみてくださいと当事者から言うわけです。

(井関)

私がお尋ねしたいのは、裁判所はこのお母さんに聞きたいから、証人にするように申請したらどうですか、というサジェスションをすることは許されるのでしょうか。

(フォン)

当事者に有利である場合、それも原告に対しても被告に対しても有利な場合、原告に有利かもしれないけれども、被告には不利かもしれない場合、また逆の場合もあります。母親の例で言えば、証人として呼んで来ても、場合によっては原告には有利であるから、進んで申し立てる。逆に原告に対して不利な場合、被告の方が申し立てる場合があります。

(吉村)

それでは、少し休憩をとりたいと思います。

—休憩—

(吉村)

時間が押し迫ってきましたので、是非、聞いておきたい問題から優先的に質問させていただきます。井関先生お願いします。

(井関)

今回成立しました民事訴訟法を SPC がお作りになりました第 11 次草案と比較しました時、いろいろな相違点が見つかります。このように変わっていきましたのは、主として国会の議論で変わっていったのでしょうか。あるいは、国会以外の意見が取り入れられたのでしょうか。国会等ではどのような議論がされて、SPC の草案とは異なる決定がされたのでしょうか。いくつかの例を挙げて御説明いただけないでしょうか。

(フォン)

私としては、11 次草案と今回成立した法案では、あまり変わらないと思います。どちらかと言いますと、9 次草案から 10 次草案までは、かなり変更があったように思います。確かに 93 年から編纂作業に入りましたが、いろいろなことを考えながらも、当時の草案というのは、起草班のメンバーがいろいろな研究をして、その研究の結果を反映したものに過ぎなかったわけです。民事関係のものを編纂しようとしながらも、結果として、96 年、97 年に経済事件、労働事件を解決する国会令が成立した。つまり、当時、民事訴訟法は、まだ遠い将来のものだという見解があったからです。やっと 97 年、98 年に UNDP のプロジェクトが実施されて、初めて外国の経験に接触することができるようになりまして、2001 年、私が初めて編纂委員会の副委員長になって、そこで初めてスピードアップされたわけです。ただ、吉村先生がおっしゃるように、最終段階にしか関与していないと言いつつも、結局そこが一番密度の濃い時期であるわけです。いろいろなセミナー、東京の研究会、デンマークの支援とかもありまして、それらによっていろいろな知識が集積され、私も深く理解できるようになって、第 10 次草案は、以前と比べていろいろなところが新しくなりました。

そこで、SPC が国会に提出して、いくつか国会に承認されていなかった点について申し上げますと、まず和解です。和解に関して、我々の法案では、お互いの当事者の合意を直ちに裁判所が承認する決定を下すというものがありませんでしたが、結論として 7 日間となりました。それは、ベトナムの今のレベルには必要だということです。

もう一つ、井関先生、吉村先生が熱の入った議論をされたところではありますが、訴訟に関する検察官の役割です。我々としては、事件の訴えにも、期日にも、検察官は関与しないと考えておりました。しかし、検察院側としては、すべての民事事件に関与したい、司法を監視する役割を果たしたい。そこで SPC の案では、検察官が関与するにしても、いくつかの事件に限るもので、例えば、子供関係の事件であるとか、家事関係事件であるとか、以前の民事手続国会令と比べて、範囲はかなり狭くなったわけです。そこで国会でいろいろ議論されていて、国会で最高人民検察院長官からも「検察官としては民事事件の立件は行わない。又

は、民事事件には関与しない。ただし、当事者の申立てがある場合は除くと。」私がいろいろと説得した点であって、我々としてはよかった点です。

もう一つ言及されたものとしては、保全措置です。我々の案では、保全措置の場合には、適用の申立てがあれば認めるということですが、国会では、ある議員によって激しく議論され、例えば、裁判所が間違っただけを出して、申し立てられた人に対して損害を与えるおそれが十分にあるかもしれない。そこで妥協案として、保全措置の申立てと同時に事件の訴状を提出しなければならないというようになりました。また、事件の種類によってはSPCとしても区別しておりまして、例えば、一般的な民事事件と商事関係事件とは性質が違うので、例えば、監督審の申立ての期間は、民事事件では2年に短縮し、経済事件では1年に短縮することを考えていたところ、国会では、民事事件でさえ3年でも不服申立てを満足いくまで解決処理できないのに、短縮するのはよくないし、民事事件と経済事件を区別するのはよくないという意見もありますので、結局、民事事件も経済事件も監督審を申し立てる期間が3年になりました。

もう一つ、実際我々が考えていることで、あまり受け入れられなかった部分として、損害賠償のところで、裁判官の責任ではなく国家の責任であるべきだということなんです。ただ、そういう賠償問題はそういうふうになっているのですが、私としては、たぶん裁判官が賠償するという場面は、民事訴訟法の規定に則っていれば出てこないと思います。例えば、我々も今後裁判所に対して指導することになります。当事者の申立てがなければ絶対決定を下さないこと、102条の1～5項に限ってしか、我々も、絶対間違っただけを下さないように、今後裁判官に対して指導します。例えば、奥さんが主人に対して20万ドルの扶養を請求しているところ、御主人の方は10万ドルしかこたえられない場合には、裁判官としては10万ドルまでしか決定を出さないように指導しますので、絶対間違いは起こらないです。その他は、当事者が申し立てている場合に限ることになります。当事者が申し立てている場合ということは、保証金を納めなければなりません。そういう場合には、それで賠償することになります。もちろん、今後、更にいろいろと補充することになると思いますが、ただ、私としては、賠償しなければならない場面は生じてこないと思います。4つの点が主に国会で審議されて、基本的には変わらないのですが、彼らとしても、いろいろな機関からいろいろな意見を反映しています。

(相澤)

追加で関連の質問ですが、307条で、再審の申立てをだれがするのかということなんです。元々のSPCの原案ですと、再審の申立ては当事者の申立てがあった場合に限るという規定であったようですが、完成した法律ですと、当事者の申立てがなくとも、最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官は再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。ここが相違点だと思います。ここもどういう経過で変更されたのか御説明していただきたいと思います。

(フォン)

確かに草案では、当事者の申立てがあって、その申し立てる期間は非常に短く、それを過ぎたら再審申立てができないという規定がありました。そこで、当事者の申立てができること

いうふうに規定すると、100パーセント再審を請求します。つまり、民事では両方が満足するということはないです。どちらかが絶対不満です。そこで、当事者が申し立てる権限があるとすると、逆に相当な制裁を受けなければならない。例えば、手数料を払わなければいけません。そして、当事者に申し立てる権利を認めるとしたら、逆に裁判所の責任までも規定しなければなりません。つまり、申立てに対していろいろと審議しなければなりません。そうすると裁判所としては実施不可能です。例えば、当事者は裁判所に対して金利を安くしてほしいという再審申立てをします。そうすると、膨大な申立書が裁判所に来て、解決できなくなります。でも、そこで分類して、類型でこういうような事件では再審の申立てができる、こういうような事件ではできないという規定を設けると、そこで不平等が発生します。場合によっては、両当事者とも申し立てない、場合によっては第三者が申し立てることになるかもしれません。一例を挙げますと、私とAさんとの間で債務債権関係があると同時に、私とBさんとは別の債権債務関係があるとします。私とAさんの事件を解決するのに、裁判所としては私の財産を差し押えて、Aさんへの弁済に充てたとします。Bさんはそれを知らなかったのです。それに対して再審の申立てをすることが許されることになります。そこで我々が考えているのは、再審の申立ては、当事者の権利ではないです。あくまでも、検察院や裁判所の方で、どうもその決定が、ある人の権利を侵害しているので、裁判所に対して、ある国民がそれに対して妥当でない点を発見するように裁判所や検察院に提案して、そこで初めて、その内容を裁判所や検察院が見極めて、監督審の異議申立をすることになります。284条の監督審、そして308条は、新しい事実を発見する場合の再審。実際、法律は制定されているのですが、実社会としては、まだ過去の名残として証拠が十分保存されていないものもあるし、契約もあるものはあるけれども、実際紛失されてしまったりとか、遺言にしても、遺言は確かにあったものの今どこにあるのか分からない。その時点では、例えば相続の事件として、裁判所としては相続分をこのように配分したけれども、判決の後に当事者が遺言を発見して、そこで新しい事実が発見されたので、当事者としては判決を破棄するように申し立てて、新しい判決によって相続を100パーセント受け継ぐことになります。

(相澤)

307条の規定が変わった理由は、どこか他の機関から反対意見があったのか。あるいは、国会の議論で反対の意見が出たからなのか。それともSPC自身が考えを変えたのか。3つのうちのどれでしょうか。

(フォン)

国会の法律委員会がありまして、法律委員会がいろいろと審議して、やはり今のベトナムの事情にはこういうふうに修正した方がいいという提案を国会に提出し、それに国会が同意しまして、そういうふうに変更されました。

(井関)

ベトナムはアメリカ合衆国との間に通商条約を締結しております。その条約の中で、ベトナム国とアメリカ合衆国双方は、ある内容の法律を作るということを約束しております。今回の民事訴訟法の改正によって、条約上の義務はすべて果たされたということになるのでしょうか。

(フォン)

端的に言いますと、アメリカは100パーセント満足しております。スターというプロジェクトがあるのですが、スターの専門家も、民事訴訟法の条項とBTAとを比較して、こたえていると考えています。その中で一つ挙げられるのは、訴えを提起する前の保全措置があると思います。今後、民事訴訟法の実施における指導文書の作成に関しても、スターは非常に積極的に協力してくれています。

(井関)

もう一つですが、通商協定の中には知的財産権の行政訴訟の規定に関するものがあります。ベトナムには行政事件訴訟に関する法令がありますが、これの改正は今後予定されているのですか。

(フォン)

知的財産権紛争を解決するには二つの道があります。仲裁と訴訟です。民訴法の25条と29条がありますが、25条は、一般的な問題、例えば、著作権の侵害、29条のところは、どちらかと言いますと、取引に係る知的財産権の問題ですが、一般の国民が政府に対しての知的財産権のいろいろな事件を処理するための国会令がありますが、今後、行政手続で解決することになりますが、今、我々が、今年の6月ごろに国会に提出できるよう編纂しております。民事訴訟法制定の際に、先生方と我々との間にやりとりがありましたが、いくつかの事件の形態として、例えば、戸籍登録や選挙人名簿関係の事件は、やはり、どちらかと言いますと、民事訴訟法で取り扱える部分ではないです。やはり行政事件として取り扱わなければならないので、行政事件を扱う国会令を改正しなければならないです。規定範囲はかなり議論されているのですが、国会の中でも、行政絡みの事件も民事訴訟法の中にそのまま規定するような要請もあったのですが、私たちとしては、国民と政府機関との争いですので、一般的民事事件として扱うべきではないと考えています。ストライキでも我々はかなり議論をしていて、法律委員会も民事訴訟法の中に是非入れたいと言いましたが、結局、一生懸命戦って別の国会令で規定することになりました。

(吉村)

先ほど、フォン副長官が、9次草案から10次草案に移ったときに大きな変化があったとおっしゃいましたが、どういう変化で、何が原因で、どういう背景がそういう大きな変化をもたらしたのか。それをお聞かせください。

(フォン)

その時点で、やっとそれまで累積してきた外国の経験を集めることができました。そして、第9次草案までのところは、主に法律専門家が関与していて、彼らは彼らなりのレベルまでしか法案を作れないので、第9次草案で初めて編纂委員会が関与するようになりまして、きちんといろいろな作業ができるようになりました。どちらかと言いますと、1から9次までの草案は、大体同じレベルで修正されてきましたが、9次草案から10次草案は非常に高いレベルで改正されるようになり、その過程においても、きちんと編纂委員会が関与してきて、それを改正するようになったわけです。

(吉村)

一例を挙げていただけますか。

(フォン)

一言で申し上げられないほど多く変わりました。全体の構成だとか、証拠の部分など。

(吉村)

裁判所の職権による証拠収集は法定の場合に限るというのも、10次草案で出てきましたね。

(相澤)

今お話があった編纂委員会というのは、明日プレゼンテーションしていただく資料の冒頭のところに、「1993年、民事訴訟法典編纂委員会は、～」とありますが、これと同じものですか。

(フォン)

実際、編纂委員会は出来たものの、作業は別のところに任せていて、作業をしていなかったのです。そのころは、希望としては、一日も早く民事訴訟法を制定しようという気持ちはありましたが、まだ機が熟してなくて、つまり、必要十分条件が整ってなくて、その後、経済事件の国会令等が制定されて、徐々に機が熟して今ようになりました。それまでは専門家がいろいろ研究して作っていたのですが、それほどのレベルではありませんでした。97年にUNDPやDANIDA、日本の皆さんの協力があって、いろいろな知恵を集めることができて、やっとできるようになったのです。正直に言わせていただきますと、97年時点でさえ、我々の手元にあったのは、旧ソビエト各国の古い民事訴訟法及び中国の古い民事訴訟法しかなかったのです。97年で、やっと日本の民事訴訟法や中国の新しい民事訴訟法やヨーロッパの民事訴訟法が手に入り、翻訳して深い研究ができるようになりました。

(相澤)

第9次草案から第10次草案に移ったのは、2002年以降だと思いますが。

(フォン)

そうですね。

(相澤)

私の関心は、第9次から第10次への変更が2002年に行われた。第10次草案から編纂委員会が関与した。こういう事実経過でいいのでしょうか。

(フォン)

そのとおりです。

(相澤)

そうすると、編纂委員会と起草班というのは、いずれもSPC、その他関連機関から参加している。その点は同じだけれども、レベルが違うということですか。

(フォン)

そうですね、起草班というのは一般的な専門家で、やりたいことがあるかもしれませんが、自分からは何かはやれないです。気持ちはあるかもしれませんが、そこまでの権限がないのです。また、事情も変わりました。そのときにはベトナムは大分国際化が浸透しており

まして、例えば、BTA が締結されたので、すぐに直さなければならないようになったのです。
(相澤)

第9次草案から10次草案への変更というのは、国際的な累積の積み重ねに合わせるというよりも、ベトナムの現状に合わせる方向での変更であるように思われますが、そこはどのように理解されていますか。

(フォン)

それも一つの原因です。

(吉村)

それでは、私どもの予定していた質問はまだたくさん残っているのですが、明日の法整備支援連絡会の調整に移りたいと思います。

(フォン)

今日は非常に有意義な機会でした。というのは、明日になっても統一的な見解がとられていないのであれば、全然効率的ではないですから。例えば、日本の先生方からは、「どうもベトナムでは、そこまで規定していないのではないか。」という質問が出るかもしれませんが、そういう場合は、先生方が「いや、既に日本側としては提案してあるのですが、ベトナムの事情から、まだそこまで反映できない。」というような説明の仕方も可能かと思います。また、ひよっとすると、内容は全く同じなのに、お互いの立法技術が違うというところで、ひよっとしたら翻訳の関係もあって、どうも違った見解になるかもしれませんが、本質的な内容は同じ部分もあります。

(吉村)

今日議論をいたしました当事者の申立てと裁判所の証拠調べがそうですね。条文だけでは解釈の内容がはっきりしていなかったところが、はっきりしましたから。

(フォン)

やはり立法技術の問題だと思います。

(吉村)

その点で、最高人民裁判所が裁判官評議会の決議によって各裁判所に解釈を統一するような指針を提示されるという話を聞いて、それは良かったなと思います。

(フォン)

それぞれの部分の決議の草案を3つほど、例えば、証拠の部分に関する草案、保全の草案、手続に関する草案、これは指導文書のことですが、裁判官評議会では、既に意見を頂戴しています。

(吉村)

民事訴訟法の解釈についての指導文書と理解していいですか。

(フォン)

そうです。そういう意味では、本日、国際協力部に対して感謝しております。私は、実際、法律を作っているのだから、主観的になりがちでして、だれもが自分と同じように考えていると

思いがちになりますので、今日のような機会です。いろいろな新しい観点を与えてくださって、今後、より具体的に指導文書等にも反映できると思っています。例えば、吉村先生がおっしゃる87条の「必要だと思われる場合」ですが、では、どんな場合が必要と思われる場合なのか、きちんと規定しないとイケないとも思います。

(吉村)

それでは、今日予定しておりましたおおよそのアウトラインは議論できたと思います。

この2年近くの間、ベトナム民事訴訟法の立法に関与させていただきまして、私たち自身も非常に有意義であったと思っています。その過程の中で、ベトナム民法草案について意見交換ができることを楽しみにして、ハノイにおけるワークショップや、日本での本邦研修においてベトナム側の立法担当者の皆さんと議論をしてきましたので、非常にやりがいのある仕事をしたと思っています。今後とも新しい民事訴訟法が、現実にどのように運用されていくのかということを目を注ぎながら見ていきたいと思っています。そのうちに、井関先生とも話しているのですが、ある程度運用が軌道に乗ったころにハノイに行って、運用の実際を見させていただきたいと思っています。どうもありがとうございました。

(フォン)

本当に今のお言葉嬉しく思っています。是非いらしてください。先生方にお会いして、大いに勉強になりました。例えば、仕事に対して慎重な姿勢、真面目な姿勢は、我々にとっても必要なことだと思います。日本人の責任感の強さ、仕事に対する一生懸命さは、我々にとって学ぶべきことだと思います。改めてありがとうございます。

(相澤)

それでは、長時間お疲れ様でした。

—終了—



ベトナム最高人民裁判所フォン副長官らを迎えての協議風景